

「存在してはか？」竜巻注意情報

気象台では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい場合「竜巻注意情報」を都道府県単位で発表しています。竜巻などの激しい突風は規模が小さく、現在の観測・予測技術では事前に予測できない場合があります。竜巻注意情報が発表されたらすぐに避難行動が必要というわけではありません。この情報を受けた場合は、空の変化に注意を払い、発達した積乱雲が接近する兆しがある場合は、身の安全を図ってください。

竜巻発生の予想をお知らせしている情報はこんなタイミングで発表しています

- 半日~1日前
- 数時間前
- 0~1時間前 (現在危険な状況)

「佐賀県気象情報」発表
「竜巻など激しい突風のおそれ」と「竜巻が近づいたときの避難のやり方」について明記します。

「雷注意報」発表
落雷、ひょう等とともに「竜巻」も明記します。

「竜巻注意情報」発表
「竜巻発生の非常に高まってきたこと」をお知らせします。

竜巻は遭遇することが極めてまれですが、非常に危険な気象現象です。身をを守るため、竜巻に遭遇した場合どのような行動をとればいいのかあらかじめ確認ください。

お問い合わせ
佐賀地方気象台防災業務課
☎32-7026 FAX32-7041

竜巻注意情報が佐賀県に発表されたら
周囲の状況に注意を払い、次の兆しを確認したらすぐに避難行動をとってください。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、いなびかりが見える。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

竜巻(ルート雲)が間近に迫ってきた時の避難行動

屋外・近くにある頑丈な建物へすぐに避難する。
・近くに頑丈な建物がない場合は、近くのくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
※車庫や物置、プレハブなどには避難しないでください。

屋内・窓から離れる。窓やカーテンを閉める。
・できるだけ低い階に(あれば地下室)おる。
・家の中心部に近い、窓が少ない部屋に移動する。

竜巻注意情報入手するには
竜巻注意情報は、テレビ・ラジオ、気象庁のホームページでお知らせします。また、佐賀県の緊急速報メール「防災ネット あんあん」で受信できます。



お問い合わせ
人権・同和政策課 人権啓発係(ほほえみ館内)
☎40-7367 FAX34-4549

過剰な効果効果をうたうセールストークに注意

「痛みがとれる」や「〇〇によく効く」などで健康器具の契約トラブル

■相談事例
健康器具の無料体験に通い、電位治療器を購入した。腰痛などに日頃から悩んでおり、「よく効きます」「必ず治ります」という言葉を信じ購入したが、全く効果が見られないので返品したい。

■アドバイス

- ①「病気が治る」などの効果、効果をうたったセールストークは薬事法に抵触する場合があります。内容を鵜呑みにせず、家族などに相談し、慎重に検討しましょう。
※家庭用医療機器としての承認・認証を受けている健康器具は、薬事法で定められた範囲の効果、効果をうたうことが認められています。
- ②必ず説明書に記載された方法で使用しましょう。
- ③治療を受けている場合は、契約する前に医師に相談しましょう。
- ④訪問販売や電話勧誘で健康食品や健康器具を契約した場合にはクーリング・オフで契約解除が可能です。契約書面を受け取った日から8日以内に手続きしましょう。
- ⑤早めに消費生活センターに相談ください。
クーリング・オフ期間を過ぎても勧誘方法に問題があれば解約できる場合があります。
※面談による相談を希望の人は、事前に予約ください。

お問い合わせ
市民活動推進課 消費生活センター(アイ・スクエアビル4階)
☎40-7087 (平日9時~16時) FAX40-2050

悪質な戸別訪問に注意

最近、下水道に接続している家庭の排水ますの点検清掃を、あたかも上下水道局の指示で実施しているかのように誤解させ、高額な費用を請求している悪質な業者が市内を回っています。

上下水道局では、そのような下水道清掃のあっせんは行っていません。契約の際は、金額や内容を十分確認してください。

また、使用水量のお知らせなどを見せて、集金を行うこともあります。

ますの管理は、月に1回程度、台所の外の分離ます(水が溜まっているトラップます)の中に固まっている油分をお玉などですくって、燃えるゴミに出してください。

お問い合わせ
佐賀市上下水道局 業務課 給排水設備係
☎33-1313 FAX33-1336

あなたの人権 わたしの人権 「街に慣れる、街が慣れる」

最近、私は障がいのある人たちとの共生をテーマにした「街に慣れる、街が慣れる」という素敵な標語に出会いました。

「街に」という表現は、障がいのある人たちが社会に慣れること。「街が」という言葉は、障がいのない人たちが、障がいのある人たちを受け入れるということだと解釈していました。

しかしこのような単純な解釈(障がいのある人とならない人を区別すること)でいいのか、なと気づかせてくれたのは、「アーマライゼーション」という理念でした。

「アーマライゼーション」とは、デンマークのバンクIIミケルセンが提唱したものです。「障がいのある人たちは特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会こそ、ノーマル(正常)である」ということです。

「街」は、障がいのある人も、ない人も、共に人間らしく幸せに生きていける場所なのです。バンクIIミケルセンの「いちばん大切なのは、『自身がそのような状態に置かれた時、どう感じ、何をしたいか?』それを真剣に考えることです」という言葉は、人権尊重の第一歩です。

お問い合わせ
人権・同和政策課 人権啓発係(ほほえみ館内)
☎40-7367 FAX34-4549

「あなたがいる わたしがいる 未来がある」

人口減少・高齢化が進む中で、さまざまな課題の解決が求められています。そこで女性が社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することがますます必要とされています。

男女共同参画パネル展
男女共同参画に関するパネルや資料を展示します。

■期間 / 6月23日(土)~29日(金)

■場所 / 大和生涯学習センター「ウェルネス大和」 エントランスホール

女性人材リストへの登録者を募集します
各種専門分野において専門的知識や技能をもつ女性を登録しています。女性講師や女性委員を探している人に紹介します。

■対象 / 男女共同参画、保健・医療、社会福祉、社会教育、まちづくり、エネルギー・環境、防災、人権・平和、国際交流、子どもの健全育成などの専門的知識や技能をお持ちの人

■申込方法 / 「女性人材リスト登録票」に必要事項を記入の上、本庁男女共同参画課にお持ちください。登録票は、本庁男女共同参画課、各支所総務課に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■その他 / ・登録情報は、目的以外では一切使用しません。
・登録された人が必ず委員として選定されるものではありません。

申し込み・問い合わせ
本庁 男女共同参画課(2階)
☎40-7014 FAX29-2095